

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 会議に先立ちあらかじめ申し上げておきます。議会会議規則により発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えることはできません。

また同規則により質疑の回数は、同一の議題について、同一議員は3回を超えることはできません。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではありません。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第2、議案第5号 松崎町行政不服審査会条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第5号は、松崎町行政不服審査会条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（藤井 要君） 私は賛成の立場として発言するわけですが、これは内容的によくなるというようなことであれば、別に問題ないということになるわけですが、いま現状では、これは新たに審査会が5人以内の委員で組織するということになってはいますが、現状と、その次に第3条になりますけれども、審査会の権限、これは優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱するということになってはいますが、どのようなところへんを委嘱するのか、任命するのか、これを聞きたいと思っておりますけれども。

○総務課長（山本秀樹君） まず、今の時点では、現状というのは審査会自体の組織がありませんので、いま現在はありません。新たにそういう第三者機関を設置するというようなものになります。

なお、この5人というのは、例示では3人以上とすべきというふうにされています。一応いろんな市町の状況を見ますと、5人というところが一番多いので、我われの方もそれに倣って

5人にさせていただいています。

なお、委員の委嘱についての部分になりますが、「法律又は行政に関して優れた識見を有する」というふうになりますが、これは行政の経験者であるとか、事案によっては民生委員さん、それから司法書士の方等、また弁護士等も入るケースも出てくるかと思います。

なお、弁護士の関係につきましては、町で委託をしているところもありますので、そこら辺にも入ってもらって審査をしていくような形になるのかなと考えています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） これは、第三者機関設置をするための・・・、新設という解釈でよろしいでしょうか。

そこで聞きますけれども、この行政不服審査法というのに、それぞれ税務は税務、税の不服審査法・・・、60日以内に通知書を受け取ってからやってくださいとありますよね。こういった形に絡めて・・・、上がってきたという事案があるんですか。教えてください。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃるとおりで、そういう60日以内というところがあるわけですが、それも今度は不服審査法の方で60日が3か月という形になっていますので、いろんな今度の次の6号の方でやりますけれども、その部分を引用しているところで町の方も60日が3か月に延びるわけですが、いずれにしても、そういう条件のもとに出されてきた案件を審議するのに、今までは第三者の意見を聞く場がなかったのが、今後は、これを設けることによって、第三者の意見を聞いて、諮問によって聞きまして、それを参考にしながら開催していくというような流れになるということでございます。

○6番（福本栄一郎君） じゃあ、その第三者委員会を作るための新しい条例ということによろしいわけですね。それについて第三者機関の決定権というんですか、その辺はどういうふうに出るんですか。その決定に対して、それに従うという・・・、いわゆる裁決書みたいなもの、不服審査をもってきた時に、通知を出すという手続きの仕方でいいですか。

それと、また、3問という制限があるんですけれども、もう一回やりますけれども、まず、前もって総務課長の答弁をお願いしたいですけれども。

それと、この第三者委員会の裁決を通知する以外に、前もって役場の担当課の指導、ここまで上げてこられる前の指導の方法というのはあるんですか、それを教えてください。

○総務課長（山本秀樹君） まず、決定ということですが、審査会の中の決定は第5条ですね。第5条の第3項のところで、「審査会の議事は、出席委員の過半数で決し」ということになりますので、まず、この審査会自体の考えの決は、その中の多数決でやるわけです。それを

もって、例えば町がやった決定に対して妥当ですよとか、妥当でないですよという決定を審査会が答申をするわけです。その答申を参考にして、町の方は、それはよくないよということであれば、当然見直しをするでしょうし、合っているということであれば、そのままそれを裁決として申請人に伝えるというような流れになるわけです。

もう一つ、例えば担当課への指導というような形になりますが、当然ここでいうこの表ですね。今日配りました資料でいきますと、この審理員のところの審査をやるわけですが、この審査をやる上で当然処分をしたところ、決定をしたところから意見を聞いたり、主張を聞いたりして、また、そこでどういうふうにするかということ判断します。

町長を含めた裁決案が出された時点で、担当課の方で、例えば不手際とか、そういうあまりよろしくないような経過があるということであれば、それは、その旨その場で今度は担当課の方に対しても指導とか、処分をしていくというような形になるかと思えます。

○6番（福本栄一郎君） わかりました。これは行政不服ですから、これがまた不服で、また納得できなければ、今度は裁判ですよ、相手方は。

そうすると、この裁判に出す、については臨時議会でやりました、今年のね。そういう案件の議決を得て、裁判・・・、岩地の問題も議会の議決・・・、裁判ということになるわけですよ、納得しない場合。

○総務課長（山本秀樹君） 町の判断に対して、「いや、納得しないよ」というふうになった場合は、今度はその申請人は、もう申請人自身が訴訟の方に行きつくという形になります。ですから、町の方は、もしそれが訴訟になれば、それを受けてということで、議会の方にはそういうお諮りをするという形になります。ただ、訴訟にもっていくのは申請人の方になります。

○6番（福本栄一郎君） そこで、町長の方がいいかと思えます。いま聞いてわかったです。いわゆる第三者委員会も松崎町に住所を置いているかを・・・、町長が委嘱するとありますよね。だんだん少子高齢化で、いま時点の住民票が約3100ないですよ、3000世帯。人口がだいたい7100人位。実際、国勢調査の速報値が昨年10月1日、速報値が6800人、そうしてみると、じゃあ、今度委員を選定する・・・、少ない人間から。もう20歳以上だと思えます。有権者のね、未成年者でないでしょうから。そういった場合は同じ人間がいくつもやっている。例えば、区長さんであれば、2つも3つも町長の諮問委員会あるいは民生委員さんとか、いろんな役を、この狭い自治体を構成する中でいろんな人がもっています。津波対策委員会もそのとおり、全ての委員会、5つ6つもっています、実際のところを言わせて。

そういった場合に、この行政不服審議、姻戚関係も出てくるでしょう。「親戚だから」これは

忌避権もあると思うんですけども・・・、「頼られましたけれども、親戚が出てきたからちょっと遠慮したい」そういった意味合いを公正な判断をするためには、いま県が推奨しています賀茂地域広域連携で、いま7つですか、消費生活センターの設置とか、教育委員会の共同設置、監査事務の共同化、税の徴収事務の共同処理それから地域包括ケアセンター、地籍調査等々7つ。今後も副知事の方でもいろんなもので掘り起こしている。公正な判断を得るために、これこそ賀茂地域広域連携にいったらどうですか。

しかも、町長が、あなたが賀茂地区5町の、いま町村会長と聞いていますので、その辺の考え方はどうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 私は、いま、賀茂町長会の会長をやっているわけですけども、今ここで即答とか何とかできないわけですけども、ただ、私は行政不服審査委員会が何回も開かれるようなことにはならないなと私は思っています。

松崎の町内でそれなりの人がいると思いますので、そのような中から選んでいけばいいのかなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） 福本君、この案件から外れるような質疑に対してはちょっと発言を制止しますから、私の方で。だから、そこらはよく気をつけて問題をとらえていきたいと思います。要望は要望として、町長の方というのは、結構な話ですけども。

○総務課長（山本秀樹君） ちょっと補足します。

まず、委員の選任につきましては、町民でなければならないということは謳っておりません。町外からの者でも結構という形になっています。

今回、その共同設置うんぬんという関係ですが、いろいろ考えるわけですが、行政不服審査法自体がそれぞれ単独設置というような、まず、考え方に則っています。今回、県からいろいろやる中で、共同設置で行うというのは2つの市しかありません。あとは、みんな単独設置でやるような形になっていますので、わが方も単独設置というような方法ということにしたというところでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） この審査というのは今回町長からですかね、第三者の機関に諮問して、また答申を得るということになるわけですけども。その答申を得た場合、町長は当然その意見を反映しなければいけないんだけど、これは何と言うんですかね。変な言い方だけど無視してもいいというか、第三者機関の意見を反映しないような形で裁決がされても別に問題ないということですよ、これは。

○総務課長（山本秀樹君） 通常であれば、そこは尊重すると思います。ただ、ここはそれを無視することも一つの方法論としてはあるか、なしかといえば、ありになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 松崎町行政不服審査会条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---